

第 5 2 号 議 案

令和 7 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の 処 分 に つ い て

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 会 計 未 処 分 利 益 剰 余 金 の 処 分 を 下 記 の と お り 行 う た め 、 議 会 の 議 決 を 求 め る 。

令和 8 年 8 月 3 1 日 提 出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

令和 7 年度 亀 岡 市 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	10,094,339,826	608,208,063	253,408,098
議会の議決による処分額	144,429,929	0	△144,429,929
資本金への組入れ	144,429,929	0	△144,429,929
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△108,978,169
減債積立金の積立て	0	0	△108,978,169
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	10,238,769,755	608,208,063	(繰越利益剰余金) 0

令和 7 年度 亀岡市 水道事業 会計 未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 7 年度 亀岡市
水道事業 会計 未処分利益剰余金 2 5 3 , 4 0 8 , 0 9 8 円のうち
1 4 4 , 4 2 9 , 9 2 9 円を資本金に組み入れること。

令和 7 年度 亀岡市 水道事業 剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当年度末残高	10,094,339,826	608,208,063	253,408,098
議会の議決による処分額	144,429,929	0	△144,429,929
資本金への組入れ	144,429,929	0	△144,429,929
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 7 条による処分額	0	0	△108,978,169
減債積立金の積立て	0	0	△108,978,169
亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例第 8 条による処分額	0	0	0
処分後残高	10,238,769,755	608,208,063	(繰越利益剰余金) 0